

九州大学グローバル化推進本部規則

平成26年度九大規則第71号
制定：平成27年 1月22日
最終改正：令和 6年 3月 8日
(令和5年度九大規則第28号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第15条の5第2項の規定に基づき、グローバル化推進本部の構成その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 グローバル化推進本部は、第5条第1項に定める各組織（以下「アドバイザーグループ等」という。）からの提言等を踏まえ、全学的なグローバル化を推進し、本学の国際頭脳循環の実現に貢献する。

(グローバル化推進本部)

第3条 グローバル化推進本部は、総長及び理事をもって構成する。

2 グローバル化推進本部に本部長を置き、総長をもって充てる。

3 本部長は、九州大学の全学的なグローバル化の推進に関する事項を総括する。

4 グローバル化推進本部に副本部長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐する。

(グローバル化推進本部会議)

第4条 グローバル化推進本部に、グローバル化推進本部会議を置く。

2 グローバル化推進本部会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(アドバイザーグループ等)

第5条 グローバル化推進本部に、次の各号に定める組織を置く。

(1) 九州大学グローバル化アドバイザーボード

(2) 九州大学外国人教員アドバイザーグループ

(3) 九州大学国際化学生委員会

2 前項各号の組織及び運営等に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 グローバル化推進本部の運営に関する事務は、国際部国際企画課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、グローバル化推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成27年1月22日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第6号）

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第56号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規則第28号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。